

# 矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月20日(水)午後1時30分から

2 開催場所 矢巾町役場 役場4階大会議室

3 出席委員(16人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農業委員会事務局職員の任免について
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する 許否決定について
日程第8	議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第9	議案第3号 矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する 意見決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保

主 査 煙山 裕

主任主事 藤原 佳芳里

## 6 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和3年第1回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>会議に先立ち、皆様にお知らせします。</p> <p>本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。11番村松とも子委員、12番佐藤俊孝委員、13番白澤克美委員をお願いをいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査をお願いします。
議 長	<p>日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

議 長	それでは、本日1日と決めます。
議 長	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響で会議等はほとんどございませんでした。その中でも1月4日に議会定例会に出席し、1月5日に事務局長と共に岩手県農業会議へ挨拶に赴いてまいりました。</p>
議 長	<p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしているとおりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	では、次に進みます。
議 長	<p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p><b>【報告第1号 朗読】</b></p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>補足説明でございますが、番号1について、相続人は〇〇〇在住となっております。相続した農地の一部につきましては、相続人の息子が耕作しております。その他の農地につきましては、農業委員会を通していないものの、耕作をお願いしておりますので、耕作放棄にはつながらないものと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

議 長	では次に進みます。
議 長	<p>日程第6、報告第2号、農業委員会事務局職員の任免について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第2号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございますが、今回の任免につきましては、昇任辞令でございます。町長部局の職員と共に地方公務員法に基づき昇任されるものでございます。以上でございます。
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	では次に進みます。
13 番	はい、議長。
議 長	はい、13 番白澤克美委員。
13 番	はい、13 番白澤です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いいたします。
議 長	<p>13 番白澤克美委員の退席を許可します。</p> <p>退席するまで、休憩といたします。</p> <p>休憩 13 時 38 分 (13 番白澤克美委員 退席)</p> <p>再開 13 時 39 分</p>

議 長	再開します。
議 長	<p>日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第1号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>補足説明でございますが、お手元の別添資料農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないものと思われることから、許可要件全てを満たしているものと考えております。</p> <p>また、こちらの案件は12月23日に行われたあっせん事業により成立した、売買契約であることを申し添えいたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	挙手全員ですので、許可することに決します。

議 長	<p>13 番白澤克美委員が着席するまで休憩といたします。</p> <p>休憩 13 時 44 分  (13 番白澤克美委員 着席)</p> <p>再開 13 時 45 分</p>
議 長	再開します。次に進みます。
1 番	はい、議長。
議 長	はい、1 番佐々木昭英委員。
1 番	はい、1 番佐々木です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。
議 長	<p>1 番佐々木昭英委員の退席を許可します。</p> <p>退席するまで休憩といたします。</p> <p>休憩 13 時 45 分  (1 番佐々木昭英委員 退席)</p> <p>再開 13 時 45 分</p>
議 長	再開します。
議 長	<p>日程第 8、議案第 2 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第 2 号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長
議 長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございますが、番号 7 の案件につきまして、使用貸借権となっております

	<p>りますのは、所有者である〇〇〇〇さんと耕作者である〇〇〇〇さんが親族であり、長年耕作されていなかったこの農地を〇〇さんが整備したこともあり使用貸借での契約となっております。</p> <p>番号8について、貸借の金額が外と比べると少し高くなっておりますが、以前耕作した方と45万円で契約していたこともあり、所有者の希望によりこのような金額となっております。以上でございます。</p>
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
15 番	はい、議長。
議 長	はい、15番藤原由明職務代理人。
15 番	はい、15番藤原です。番号4、5、6について再設定で水利費所有者負担となっており、賃借権の価格が6,330円や6,578円となっておりますが、随分価格が低く設定されているように考えます。どのような経緯でこのような再設定になったのか、お尋ねいたします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>はい、15番藤原由明職務代理人の質問にお答えいたします。番号4につきましては、耕作者と所有者で独自の計算式があり、その計算式で計算したところ48,630円となり、総額を先に決めた後で10a当たりの金額に直したため、6,330円となっております。耕作者と所有者で話をしてこの金額にしているため、問題はないかと思えます。</p> <p>また、番号5と6については、再設定と言うことで以前もこの金額で貸借しておりましたので、この金額となっております。以上でございます。</p>
議 長	あとは、ございませんか。
15 番	はい、議長。
議 長	はい、15番藤原由明職務代理人。



15 番	はい、15 番藤原です。番号5と番号6について、再設定で再び同じ価格ということですが、再設定する時、話し合いをしないため、そのままの金額で再設定となるのですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
	はい、15 番藤原由明職務代理者の質問にお答えいたします。再設定の場合ですが、基盤法の場合は期間があり、期間が切れる際に再度契約をすることで再設定となります。
	再設定をする場合も耕作者と所有者で話し合いを行っているはずですので、この金額についても協議をして同額のままでとなっております。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
2 番	はい、議長。
議 長	はい、2 番白澤和実委員。
2 番	はい、2 番白澤です。番号3の賃借(円)について、10 a 当り玄米 13kg(物納)、玄米 47kg(米価換算)とありますが、どういったことですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、2 番白澤和実委員の質問にお答えいたします。10 a 当り玄米 13kg をお渡しして、それとは別に玄米 47kg 分をその年の米価で換算して現金でお支払いするという契約になっています。
	10 a 当りにすると分かりにくいのですが、賃借の契約としましては玄米 60kg を物納でお渡しして、玄米 220kg を当該年度の米価の価格で換算した金額を現金でお支払いするという契約になっております。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。

2番	はい、議長。
議長	はい、2番白澤和実委員。
2番	はい、2番白澤です。もう少し補足していただけますか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>はい、2番白澤和実委員の質問に補足説明でございます。</p> <p>こちらの案件ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇さんが今までは契約をしていたところになります。〇〇さんがお亡くなり、推定相続人は、〇〇〇にお住いのご夫婦と〇〇〇に住む〇〇さんという〇〇さんの娘さんです。この3人が今所有権を持っている形になっております。</p> <p>従来は10a当り60kgの玄米を物納いただいております、貸借を入れる4.68aについて玄米280kgの物納を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、推定相続人と〇〇〇〇〇〇〇の協議により全て物納だと消費に無理があるとなったことから、消費が可能な60kgは物納とし、残りの220kg分はその年の米価で換算し現金でお支払いするという契約になりました。</p> <p>なお、玄米や米価換算の現金の配分は推定相続人の持分で配分されると思われまます。持分が三分の一ずつですので玄米60kgのうち40kgは〇〇に住む夫妻へ、玄米20kgは〇〇〇にお住いの〇〇さんへお送りする形になると思われまます。お金に対しても三分割する形になると思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であ</p>

	<p>るとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。</p>
議 長	<p>1 番佐々木昭英委員が着席するまで休憩といたします。</p> <p>休憩 13 時 55 分 (1 番佐々木昭英委員 着席)</p> <p>再開 13 時 56 分</p>
議 長	<p>再開します。次に進みます。</p>
11 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、11 番村松とも子委員。</p>
11 番	<p>はい、11 番村松です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。</p>
議 長	<p>11 番村松とも子委員の退席を許可します。</p> <p>また、議案第 3 号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。</p> <p>休憩 13 時 56 分 (11 番村松とも子委員 退席) (産業観光課 岩舘貴紀主査 入室)</p> <p>再開 13 時 57 分</p>
議 長	<p>再開します。</p>
議 長	<p>日程第 9、議案第 3 号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。</p> <p><b>【議案第 3 号 朗読】</b></p>

議 長	<p>詳細説明を町産業観光課にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。</p>
産業観光課	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、産業観光課岩館主査。</p>
産業観光課	<p>引き続き、私の方から議案第3号につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>議案第3号につきましては、農振農用地からの除外申し出が1件、編入の申し出が18件あったため、計画変更するものであります。</p> <p>初めに除外する案件について説明をいたします。申出者は〇〇〇です。現在居住する住宅について築年数が50年を超え、老朽化が著しく、建築士から改修はできないと判断されたため、早急に立て替えをしなければならないが、現住居の敷地内では面積的に建て替えできる余裕がないこと、また営農状況についてこれまで父を主たる従事者に母、申出者の3人体制で自作地及び地元集落営農法人の構成員として営農を続けてきましたが、主たる従事者である父が令和元年8月に亡くなり、家族従事者が減少したため、現在は自作地の一部しか営農できておらず、残りは地元集落営農法人に一時的に営農してもらっている状況であり、この状況を変えるには農業機械を大型化し作業効率の向上が必要であります。現住居の敷地に対する間口が狭小であり、農業機械の大型化に対応できないこと、敷地拡大及び間口の拡張について検討しましたが、隣接する土地所有者の承諾が得られなかったため代替地が必要であり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の各一部を利用して住宅及び作業小屋兼農機具格納庫を建設するため農振農用地から除外するものであります。</p> <p>続きまして、編入案件についてご説明いたします。県営土地改良事業広宮沢地区圃場整備については、既に地域の合意決定が図られていると共に県の調査事業を既に実施しており、事業実施することが確定しております。今回申し出た宅地については、全て広宮沢地区補助整備の区域内に存在する土地であり、今後事業申請するにあたり、農振農用地への編入が必要であることから今回編入するものであります。以上説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>討論に入ります。討論はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>議長 討論なしと認めます。挙手による表決に入ります。 議案第3号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、変更するに妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>議長 挙手全員ですので、変更するに妥当な計画であるとして意見することに決めます。</p> <p>議長 産業観光課 岩館主査が退席し、 11 番村松とも子委員が着席するまで休憩といたします。</p> <p>休憩 14時01分 (産業観光課 岩館貴紀主査 退席) (11 番村松とも子委員 着席)</p> <p>再開 14時02分</p> <p>議長 再開します。 以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。 皆さま、大変お疲れ様でした。</p> <p>終了 14:02</p>
--	---

以上は、令和3年1月20日、矢巾町役場4階大会議室において開催された、令和3年第1回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 11番 \_\_\_\_\_

〃 12番 \_\_\_\_\_

〃 13番 \_\_\_\_\_